
プロジェクト	IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」に対するコメントの検討
項目	第 201 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 201 回金融商品専門委員会 (2023 年 6 月 7 日開催) において、IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」に対するコメントの検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

(金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件：質問 2 に関する意見)

2. 偶発的事象の発生の蓋然性を考慮することが必要であるとのコメントについて、ESG 連動要素を有する金融資産について考慮すべきという趣旨か、又は現行の IFRS 第 9 号「金融商品」における契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に偶発的事象の発生の蓋然性は考慮しないという取扱いそのものを見直すべきとの趣旨か、事務局の考えを確認したい。

(開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資：質問 5 に関する意見)

3. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 11A 項(f)の追加的な開示の要求事項により発生すると見込まれる追加的なコストに関して仕訳単位でデータを細分化する必要があると記載されているが、多くの企業は仕訳単位ではなく、有価証券の管理台帳若しくは該当システムからの取引データに基づき開示情報を作成するものと理解しているため、記載の見直しが必要と考える。また、コメントの説得力を増す観点からは、細かい点を強調するよりは、これまでの審議で聞かれた当期中に追加取得した銘柄の一部を売却したケースなどにおいて当該情報を把握することが困難である点に言及する方が良いと考える。

以上